

相模原市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 9 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 4 0 号

相模原市手数料条例の一部を改正する条例

相模原市手数料条例(平成 1 2 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 4 第 2 号の表 1 の項中「第 1 3 7 条の 1 2 第 6 項」を「第 1 3 7 条の 1 2 第 1 1 項」に改め、同表 2 の項中「第 1 3 7 条の 1 2 第 7 項」を「第 1 3 7 条の 1 2 第 1 2 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 1 月 1 日から施行する。